

産業廃棄物処分量の変更届に係る提出書類一覧表

| | | |
|-----------|------------------------|--------|
| 全ての届出（表紙） | 産業廃棄物処理業 変更(廃止)届出書 | 様式第11号 |
| | 特別管理産業廃棄物処理業 変更(廃止)届出書 | 様式第17号 |

◇下記1～8の内容を複数含む届出は、1つの届出にまとめて提出できます。

| 変 更 内 容 | 提 出 書 類 | 届出者の別 | |
|-----------------------|--|-----------------------|-----------------------|
| | | 法人 | 個人 |
| 1 住所の変更 | ① 法人の登記事項証明書（履歴事項証明） ② 変更後の住民票の写し（本籍地の記載があり，個人番号の記載がないもの） ③ 登記事項証明書（成年被後見人，被保佐人でない旨） ※ 法務局発行のもの ④ 別紙2〔事務所及び事業場〕 ⑤ 許可証（本書） | ○ — — ○ ○ | — ○ ○ ○ ○ |
| 2 氏名又は名称の変更 | ① 法人の登記事項証明書（履歴事項証明） ② 変更後の住民票の写し（本籍地の記載があり，個人番号の記載がないもの） ③ 登記事項証明書（成年被後見人，被保佐人でない旨） ※ 法務局発行のもの ④ 許可証（本書） | ○ — — ○ | — ○ ○ ○ |
| 3 役員の変更 | ① 法人の登記事項証明書（履歴事項証明） ② ☆住民票の写し（本籍地の記載があり，個人番号の記載がないもの） ③ ☆登記事項証明書（成年被後見人，被保佐人でない旨） ※ 法務局発行のもの ④ ☆別紙9〔誓約書〕 ☆：新任者がいる場合 | ○ ○ ○ ○ | — — — — |
| 4 代表者の変更 | ① 法人の登記事項証明書（履歴事項証明） ② 許可証（本書） ※ 新代表者が新任の役員である場合，上記3も必要。 | ○ ○ | — — |
| 5 株主・出資者（100分の5以上）の変更 | ① ☆住民票の写し（本籍地の記載があり，個人番号の記載がないもの） ② ☆登記事項証明書（成年被後見人，被保佐人でない旨） ※ 法務局発行のもの ☆：新株主・出資者が個人の場合 ③ ★法人の登記事項証明書 ★：新株主・出資者が法人の場合 ④ ☆★別紙9〔誓約書〕 | ○ ○ ○ ○ | — — — — |
| 6 法定代理人・使用人の変更 | ① ☆住民票の写し（本籍地の記載があり，個人番号の記載がないもの） ② ☆登記事項証明書（成年被後見人，被保佐人でない旨） ※ 法務局発行のもの ③ ☆別紙9〔誓約書〕 ☆：新たに該当する者がいる場合 | ○ ○ ○ | ○ ○ ○ |

（裏面あり）

| | | | |
|--|--|---|-----------------------|
| 7 | 事務所及び事業場の所在地の変更 ※事業場の変更は、 事前協議要 | ① 別紙2〔事務所及び事業場〕 ② ☆当該地の土地の登記事項証明書及び賃貸借契約書等の写し ☆：事業場の変更の場合 | ○ ○ |
| 8 | 処分業の許可に係る変更 ※事前協議要 | ① 施設の構造を明らかにする図面等 (平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書) ② 別紙5〔保管を行う場所〕 ※ 保管量等の計算書を添付すること ③ ☆周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 ☆：最終処分場の場合 ④ ①に掲げる施設の使用権限を有することを証する書類 ※ 売買契約書、賃貸借契約書等の写し ⑤ 許可書(本書) | ○ ○ ○ ○ ○ |
| 9 | 事業の全部又は一部廃止 | ① 許可証(本書) | ○ |
| (留意事項) 廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 ただし、登記事項証明書の添付を必要とする場合の変更の届出は、当該変更の日から、 30日以内に提出すること。 | | | |

届出先 宇都宮市環境部廃棄物政策課 審査審査グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL028-632-2928

- ※ 提出書類の内容により、審査に必要な書類を別途提出いただく場合があります。
- ※ 郵送も可能ですが、変更(廃止)届出書の届出年月日を必ず記入してください。
- ※ 副本が必要な場合は、正副2部及び返信用封筒を同封下さい。押印後に送付します。
- ※ 代表者や住所の変更など許可証が書換え交付で郵送を希望される場合は、簡易書留で発送するため460円分の切手を貼付した返信用封筒を提出してください。

20230401